

# 東北地方社会保険医療協議会

## 【議事次第】

平成25年9月17日（火）15:00～17:00  
於：花京院スクエア15階 A会議室

### 【議題】

- 1 部会に属すべき委員及び臨時委員の指名について
- 2 保険医療機関の指定の取消について
- 3 その他

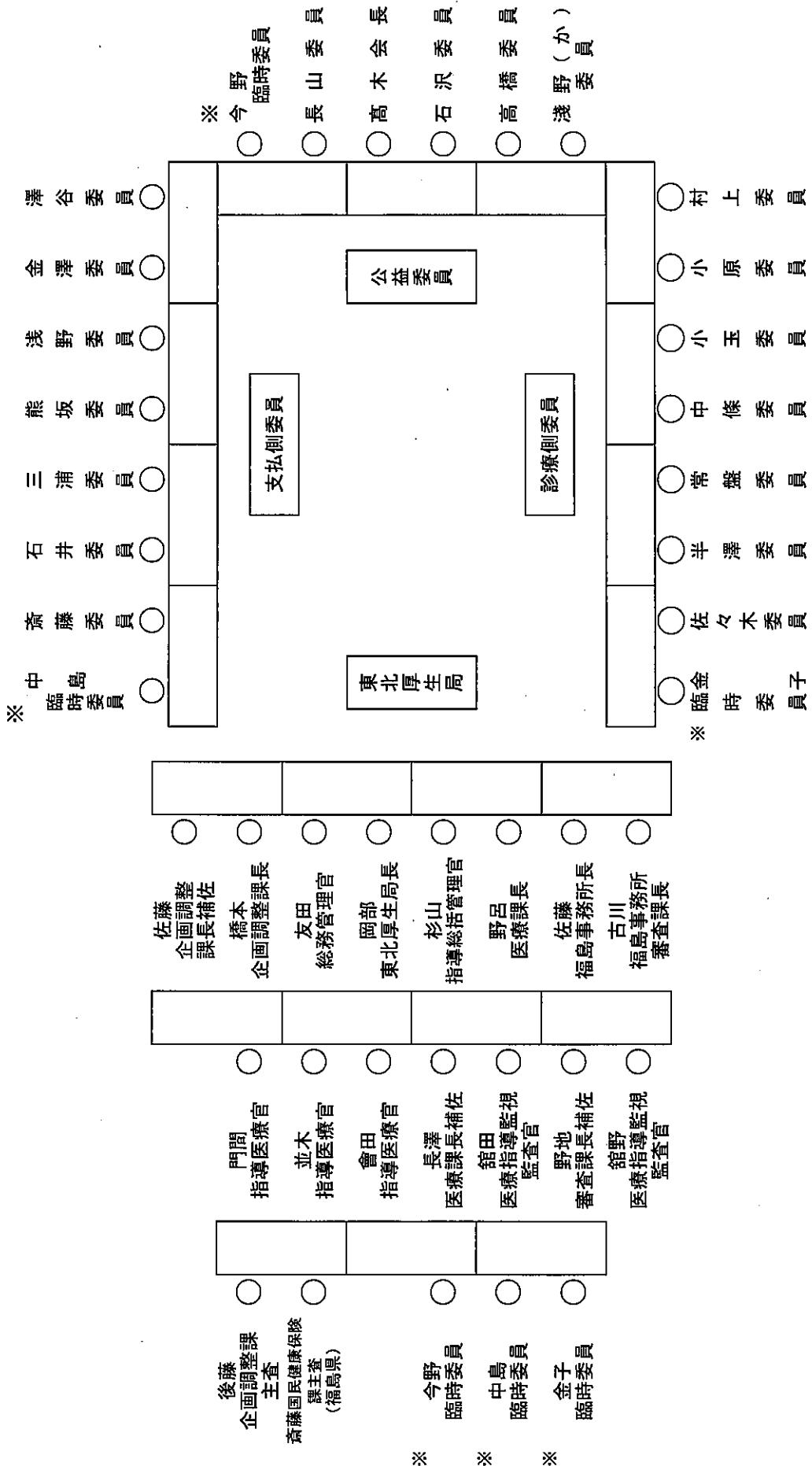
### 【資料】

- 資料1－1：東北地方社会保険医療協議会委員名簿（案）  
資料1－2：東北地方社会保険医療協議会部会委員名簿（案）  
資料2－1：保険医療機関の指定の取消について（諮問）  
資料2－2：保険医療機関を指定の取消とする理由  
資料2－3：聴聞報告書・聴聞調書  
資料3：アポロメディカルホールディングス（株）訴訟について

参考資料：関係法令等

# 東北地方社会保険医療協議会 【席次】

平成25年9月17日(火)15:00~17:00  
於:花京院スクエア15階 A会議室



## 東北地方社会保険医療協議会委員名簿（案）

平成25年9月1日現在

氏名	現職	備考
さわや えつこ 澤谷 悅子	青森県国民健康保険団体連合会嘱託保健師	青森 支払
かなざわ ちかこ 金澤 千加子	花巻市国民健康保険運営協議会委員	岩手 支払
あさの はじむ 浅野 元	宮城県国民健康保険団体連合会副理事長・大和町長	宮城 支払
くまさか ひとし (新) 熊坂 仁	健康保険組合連合会宮城連合会会長	宮城 支払
みうら きよし 三浦 潔	健康保険組合連合会秋田連合会副会長	秋田 支払
いしい みつる 石井 满	山形県社会保険委員会連合会理事	山形 支払
さいとう のりかず (新) 斎藤 紀一	健康保険組合連合会福島連合会会長	福島 支払
むらかみ としはる 村上 壽治	青森県医師会副会長	青森 診療
おばら のりあき 小原 紀彰	岩手県医師会副会長	岩手 診療
こだま ひろゆき 小玉 弘之	秋田県医師会常任理事	秋田 診療
なかじょう あきお 中條 明夫	山形県医師会副会長	山形 診療
ときわ みちお 常盤 崇士	福島県医師会常任理事	福島 診療
はんざわ かずお 半澤 和雄	宮城県歯科医師会副会長	宮城 診療
ささき たかお 佐々木 孝雄	宮城県薬剤師会会长	宮城 診療
やなぎや すずえ 柳谷 鈴江	青森県中山間地域対策協議会委員	青森 公益
ながやま ひろし 長山 洋	いきいき岩手支援財団理事長	岩手 公益
たかぎ りゅういちろう 高木 龍一郎	東北学院大学教授	宮城 公益
いしざわ まさき 石沢 真貴	秋田大学准教授	秋田 公益
たかはし なりこ 高橋 成子	山形県高等学校障がい児学校教職員組合書記長	山形 公益
あさの かおる 淺野 かおる	福島大学教授	福島 公益

（新）は前回協議会（平成25年3月28日）以降、新たに就任した委員

## 東北地方社会保険医療協議会青森部会委員名簿（案）

平成25年9月1日現在

ふりがな 氏名	現職	備考
かいづか たかし (新) 貝塚 隆	青森銀行健康保険組合常務理事	臨時委員 支払
さわや えつこ 澤谷 悅子	青森県国民健康保険団体連合会嘱託保健師	委員 支払
やまだ りつこ 山田 律子	全日本自治団体労働組合青森県本部副中央執行委員長	臨時委員 支払
むらかみ としはる 村上 壽治	青森県医師会副会長	委員 診療
やまぐち かつひろ 山口 勝弘	青森県歯科医師会会长	臨時委員 診療
こうさか さとし 高坂 聰	青森県薬剤師会常務理事	臨時委員 診療
いわや なおこ 岩谷 直子	青森県弁護士会副会長	臨時委員 公益
やなぎや すずえ 柳谷 鈴江	青森県中山間地域対策協議会委員	委員 公益

（新）は前回協議会（平成25年3月28日）以降、新たに就任した委員

## 東北地方社会保険医療協議会岩手部会委員名簿（案）

平成25年9月1日現在

ふりがな 氏名	現職	備考
かなざわ ちかこ 金澤 千加子	花巻市国民健康保険運営協議会委員	委員 支払
かみつくえ かんじ 上机 菅治	H25.8.20辞任 田野畠村長	臨時委員 支払
かとう ゆういち 加藤 裕一	健康保険組合連合会岩手連合会会长	臨時委員 支払
おばら のりあき 小原 紀彰	岩手県医師会副会長	委員 診療
さとう たもつ (新) 佐藤 保	岩手県歯科医師会理事	臨時委員 診療
くまがい あきとも 熊谷 明知	岩手県薬剤師会専務理事	臨時委員 診療
ささはら ゆうこ 笹原 裕子	盛岡女子高等学校非常勤講師	臨時委員 公益
ながやま ひろし 長山 洋	いきいき岩手支援財団理事長	委員 公益

（新）は前回協議会（平成25年3月28日）以降、新たに就任した委員

## 東北地方社会保険医療協議会宮城部会委員名簿（案）

平成25年9月1日現在

ふりがな 氏 名	現 職	備 考
あさの はじめ 浅野 元	宮城県国民健康保険団体連合会副理事長・大和町長	委員 支払
くまさか ひとし (新) 熊坂 仁	健康保険組合連合会宮城連合会会长	委員 支払
ちば ひろみ 千葉 洋美	塩釜商工会議所中小企業相談所相談課長代理	臨時委員 支払
さとう かずひろ 佐藤 和宏	宮城県医師会副会長	臨時委員 診療
はんざわ かずお 半澤 和雄	宮城県歯科医師会副会長	委員 診療
ささき たかお 佐々木 孝雄	宮城県薬剤師会会长	委員 診療
かがみ さやか 鑑 さやか	東北文化学園大学講師	臨時委員 公益
たかぎ りゅういちろう 高木 龍一郎	東北学院大学教授	委員 公益

（新）は前回協議会（平成25年3月28日）以降、新たに就任した委員

## 東北地方社会保険医療協議会秋田部会委員名簿（案）

平成25年9月1日現在

氏名	現職	備考
ささき ひろゆき 佐々木 宏行	秋田県社会保険協会評議員	臨時委員 支払
みうら きよし 三浦 潔	健康保険組合連合会秋田連合会副会長	委員 支払
みずはら いくこ 水原 郁子	秋田県社会保険委員会連合会幹事	臨時委員 支払
こだま ひろゆき 小玉 弘之	秋田県医師会常任理事	委員 診療
さとう かねひこ 佐藤 金彦	秋田県歯科医師会常務理事	臨時委員 診療
ふじわら きよいわ (新) 藤原 清岩	前 秋田県薬剤師会常務理事	臨時委員 診療
たかはし ゆたか 高橋 豊	秋田県社会福祉協議会常務理事	臨時委員 公益
いしざわ まさき 石沢 真貴	秋田大学准教授	委員 公益

(新) は前回協議会（平成25年3月28日）以降、新たに就任した委員

## 東北地方社会保険医療協議会山形部会委員名簿（案）

平成25年9月1日現在

ふりがな 氏名	現職	備考
いしい みつる 石井 满	山形県社会保険委員会連合会理事	委員 支払
さとう ともひろ 佐藤 友弘	山形県国民健康保険団体連合会常務理事	臨時委員 支払
にしむら よしまさ 西村 宜真	山形県社会保険協会評議員	臨時委員 支払
なかじょう あきお 中條 明夫	山形県医師会副会長	委員 診療
ながた ひであき 永田 秀昭	山形県歯科医師会副会長	臨時委員 診療
まき つねお 眞木 恒雄	山形県薬剤師会副会長	臨時委員 診療
かいやま みちひろ 貝山 道博	前山形大学教授（人文学部）・埼玉大学名誉教授	臨時委員 公益
たかはし なりこ 高橋 成子	山形県高等学校障がい児学校教職員組合書記長	委員 公益

## 東北地方社会保険医療協議会福島部会委員名簿（案）

平成25年9月1日現在

ふりがな 氏名	現職	備考
さいとう のりかず (新) 斎藤 紀一	健康保険組合連合会福島連合会会長	委員 支払
なかじま てるお 中島 照夫	福島県社会保険委員会連合会会長	臨時委員 支払
わたなべ とおる 渡部 通	福島県社会保険協会理事	臨時委員 支払
ときわ みちお 常盤 峻士	福島県医師会常任理事	委員 診療
かねこ おさむ 金子 振	福島県歯科医師会会長	臨時委員 診療
たかの まきお 高野 真紀夫	福島県薬剤師会副会長	臨時委員 診療
あさの かおる 浅野 かおる	福島大学教授	委員 公益
こんの ひろみ 今野 博美	福島地方裁判所調停委員	臨時委員 公益

(新) は前回協議会（平成25年3月28日）以降、新たに就任した委員

## アポロメディカルホールディングス(株)訴訟について

### 判決要旨

第一審	<p><b>【主文】</b></p> <p>1 本件各訴えのうち、東北厚生局長が原告の申請に係る薬局につき保険薬局の指定をすべき旨を命ずることを求めるものを却下する。 2 原告のその余の訴えに係る請求をいずれも棄却する。 3 訴訟費用は原告の負担とする。</p> <p><b>【構造的独立性・準公道】</b></p> <p>保険医療機関からの構造上の独立性を確保する責務は、保険医療機関からの経営上の独立性を確保する責務と比べて、医薬分業の趣旨の実現との関係がより間接的なものにとどまるが、保険薬局が保険医療機関と一体的な構造とされている場合には、当該保険医療機関を受診する患者の大半が当該保険薬局に調剤を受けに行くこととなり、実質的には経営上的一体性をも有することになることが予想され、結果、当該保険薬局が保険医療機関からの独立性を失うおそれがあることから、保険医療機関からの構造上の独立性を確保するという保険薬局の責務は、医薬分業の趣旨の実現の見地からみて、なお重要性を有するものである。</p> <p>本件建物の南側前面の空地は、本件医療機関の利用者ではないものが正当に通行し又は利用し得るものであると客観的には認識し難いものであるということができることも考慮すると、本件都市計画に基づき公共的な空間として整備され、本件建物の区分所有者だけではなく不特定多数の人が利用することができるようになっていることを斟酌しても、本件建物の南側前面の空地のうち壁面後退線と本件建物との間は、本件医療機関の敷地であり、本件医療機関の利用者ではないものが自由に行き来することを本来予定し、又は実際にそのように利用されている場所ではないから、公道に準ずる道路等であると認めることはできない。</p> <p>そうすると、本件薬局は、本件医療機関と分離しておらず、出入口が公道又は公道に準ずる道路等に面していないため、本件医療機関と一体的な構造とされているものであるから、構造上の独立性に関する規則(薬担規則2条の3第1項1号)に違反し、健康保険法70条1項の保険薬局の責務に反したものである。</p> <p>このような保険薬局の責務に反する行為をした本件薬局は、適格性を欠き、保険薬局として著しく不適当と認められ、東北厚生局長が指定拒否処分をしたことについて、裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用したということはできない。</p>
-----	---

## アポロメディカルホールディングス(株)訴訟判決要旨

	<p><b>【主文】</b></p> <p>1 東北厚生局長が控訴人に対し平成23年3月4日付けでした控訴人の同年1月17日付け申請に係る薬局について保険薬局の指定をしない旨の処分を取り消す。</p> <p>2 東北厚生局長は、控訴人対し、控訴人の平成23年1月17日付け申請に係る薬局について保険薬局の指定をせよ。</p> <p>3 控訴人のその余の請求を棄却する。</p> <p>4 訴訟費用は、第1、2審を通じて2分し、その1を控訴人の負担とし、その余を被控訴人の負担とする。</p>
第二審	<p><b>【構造的独立性・準公道】</b></p> <p>保険薬局の保険医療機関からの経営上の独立性を確保するためにも、保険薬局の保険医療機関からの構造上の独立性を確保しておく必要があるとはいえるが、構造上の独立性に関する規定(薬担規則2条の3第1項1号)については、医薬分業の目的達成という見地からすると、より間接的な要件といえるから、経営上の独立性が十分に確保されている場合には、構造上の独立性に関する規定は緩やかに解するのが相当である。</p> <p>本件建物の南側前面の空地は、本件都市計画に基づき、公共的な空間として整備され、不特定多数の人が利用することができるようになっており、利用者の多くが本件医療機関関係者及び本件医療機関の利用者であるとしても、それらではない者も自由に行き来することが予定されている以上、公道に準ずる道路であると評価するのが相当である。</p> <p>そうすると、本件薬局は、本件医療機関と敷地が同一ではあるものの、本件薬局の出入口は公道に準ずる道路等に面していると評価するのが相当であるから、本件医療機関と一体的な構造にあるということはできない。したがって、本件指定拒否処分は、社会通念に照らし著しく妥当性を欠くものであり、東北厚生局長に付与された裁量権の範囲を逸脱し又は濫用してされたものといわざるを得ない。</p> <p><b>【国家賠償請求】</b></p> <p>控訴人と東北厚生局福島事務所は、保険薬局指定のための要件を充たしているか否かについて何度も意見を交わしており、本件薬局が接する本件建物の南側前面空地を公道に準ずる道路等とは認めないと東北厚生局長の判断も不合理とはいはず、現に原判決もこれを支持したものであるから、本件指定拒否処分をするに当たり、東北厚生局長に職務上の注意義務に違反した故意又は過失があったとまで認めることはできない。したがって、被控訴人に国家賠償法上の責任はない。</p>

## 関係法令等

### 健康保険法（抜粋）

（大正十一年四月二十二日法律第七十号）

最終改正：平成二十二年五月一九日法律第三十五号

#### （保険医療機関又は保険薬局の責務）

**第七十条** 保険医療機関又は保険薬局は、当該保険医療機関において診療に従事する保険医又は当該保険薬局において調剤に従事する保険薬剤師に、第七十二条第一項の厚生労働省令で定めるところにより、診療又は調剤に当たらせるほか、厚生労働省令で定めるところにより、療養の給付を担当しなければならない。

2 略

#### （保険医又は保険薬剤師の責務）

**第七十二条** 保険医療機関において診療に従事する保険医又は保険薬局において調剤に従事する保険薬剤師は、厚生労働省令で定めるところにより、健康保険の診療又は調剤に当たらなければならない。

2 略

#### （保険医療機関又は保険薬局の報告等）

**第七十八条** 厚生労働大臣は、療養の給付に関して必要があると認めるときは、保険医療機関若しくは保険薬局若しくは保険医療機関若しくは保険薬局の開設者若しくは管理者、保険医、保険薬剤師その他の従業者であった者（以下この項において「開設者であった者等」という。）に対し報告若しくは診療録その他の帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、保険医療機関

若しくは保険薬局の開設者若しくは管理者、保険医、保険薬剤師その他の従業者(開設者であった者等を含む。)に対し出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは保険医療機関若しくは保険薬局について設備若しくは診療録、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

## 2 略

(保険医療機関又は保険薬局の指定の取消し)

**第八十条 厚生労働大臣は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該保険医療機関又は保険薬局に係る第六十三条第三項第一号の指定を取り消すことができる。**

- 一 保険医療機関において診療に従事する保険医又は保険薬局において調剤に従事する保険薬剤師が、第七十二条第一項(第八十五条第九項、第八十五条の二第五項、第八十六条第四項、第一百十条第七項及び第一百四十九条において準用する場合を含む。)の規定に違反したとき(当該違反を防止するため、当該保険医療機関又は保険薬局が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。)。**
- 二 前号のほか、保険医療機関又は保険薬局が、第七十条第一項(第八十五条第九項、第八十五条の二第五項、第八十六条第四項、第一百十条第七項及び第一百四十九条において準用する場合を含む。)の規定に違反したとき。**
- 三 療養の給付に関する費用の請求又は第八十五条第五項(第八十五条の二第五項及び第八十六条第四項において準用する場合を含む。)若しくは第一百十条第四項(これらの規定を第一百四十九条において準用する場合を含む。)の規定による支払に関する請求について不正があったとき。**
- 四 保険医療機関又は保険薬局が、第七十八条第一項(第八十五条第九項、第八十五条の二第五項、第八十六条第四項、第一百十条第七項及び第一百四十九条において準用する場合を含む。次号において同じ。)の規定により報告若しくは診療録その他の帳簿書類の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。**

五 保険医療機関又は保険薬局の開設者又は従業者が、第七十八条第一項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき（当該保険医療機関又は保険薬局の従業者がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該保険医療機関又は保険薬局が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。）。

六 この法律以外の医療保険各法による療養の給付若しくは被保険者若しくは被扶養者の療養又は高齢者の医療の確保に関する法律による療養の給付、入院時食事療養費に係る療養、入院時生活療養費に係る療養若しくは保険外併用療養費に係る療養に関し、前各号のいずれかに相当する事由があったとき。

七 保険医療機関又は保険薬局の開設者又は管理者が、この法律その他国民の保健医療に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者に該当するに至ったとき。

八 保険医療機関又は保険薬局の開設者又は管理者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者に該当するに至ったとき。

九 前各号に掲げる場合のほか、保険医療機関又は保険薬局の開設者が、この法律その他国民の保健医療に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。

（社会保険医療協議会への諮問）

第八十二条 厚生労働大臣は、第七十条第一項若しくは第七十二条第一項（これらの規定を第八十五条の二第五項、第八十六条第四項、第百十条第七項及び第百四十九条において準用する場合を含む。）の厚生労働省令を定めようとするとき、又は第六十三条第二項第三号若しくは第四号若しくは第七十六条第二項（これらの規定を第百四十九条において準用する場合を含む。）の定めをしようとするときは、中央社会保険医療協議会に諮問するものとする

る。ただし、第六十三条第二項第三号の定めのうち高度の医療技術に係るものについては、この限りではない。

- 2 厚生労働大臣は、保険医療機関若しくは保険薬局に係る第六十三条第三項第一号の指定を行おうとするとき、若しくはその指定を取り消そうとするとき、又は保険医もしくは保険薬剤師に係る第六十四条の登録を取り消そうとするときは、政令で定めるところにより、地方社会保険医療協議会に諮問するものとする。

国民健康保険法（抜粋）

（昭和三十三年十二月二十七日法律第百九十二号）

最終改正：平成二十二年五月一九日法律第三十五号

（保険医療機関等の責務）

**第四十条 保険医療機関若しくは保険薬局**（以下「保険医療機関等」という。）又は保険医若しくは保険薬剤師（健康保険法第六十四条に規定する保険医又は保険薬剤師をいう。以下同じ。）が、国民健康保険の療養の給付を担当し、又は国民健康保険の診療若しくは調剤に当たる場合の準則については、同法第七十条第一項及び第七十二条第一項の規定による厚生労働省令の例による。

- 2 前項の場合において、同項に規定する厚生労働省令の例により難いとき又はよることが適當と認められないときの準則については、厚生労働省令で定める。

（保険医療機関等の報告等）

**第四十五条の二 厚生労働大臣又は都道府県知事**は、療養の給付に関して必要があると認めるときは、保険医療機関等若しくは保険医療機関等の開設者若しくは管理者、保険医、保険薬剤師その他の従業者であつた者（以下この項において「開設者であつた者等」という。）に対し報告若しくは診療録その他の帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、保険医療機関等の開設者若しくは管理者、保険医、保険薬剤師その他の従業者（開設者であつた者等を含む。）に対し出頭を求め、又は当該職員に關係者に対して質問させ、若しくは保険医療機関等について設備若しくは診療録、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

- 2 前項の規定による質問又は検査を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、關係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。
- 3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
- 4 第四十一条第二項の規定は、第一項の規定による質問又は検査について準用する。
- 5 都道府県知事は、保険医療機関等につきこの法律による療養の給付に関し健康保険法第八十条の規定による処分が行われる必要があると認めるとき、又は保険医若しくは保険薬剤師につきこの法律による診療若しくは調剤に関し健康保険法第八十一条の規定による処分が行われる必要があると認めるときは、理由を付して、その旨を厚生労働大臣に通知しなければならない。

高齢者の医療の確保に関する法律（抜粋）

（昭和五十七年八月十七日法律第八十号）

最終改正：平成二十二年五月一九日法律第三十五号

（保険医療機関等の責務）

**第六十五条** 保険医療機関等又は保険医等（健康保険法第六十四条に規定する保険医又は保険薬剤師をいう。以下同じ。）は、第七一条第一項の療養の給付の取扱い及び担当に関する基準に従い、後期高齢者医療の療養の給付を取り扱い、又は担当しなければならない。

（保険医療機関等の報告等）

**第七十二条** 厚生労働大臣又は都道府県知事は、療養の給付に関して必要があると認めるときは、保険医療機関等若しくは保険医療機関等の開設者若しくは管理者、保険医等その他の従業員であつた者（以下この項において「開設者であつた者等」という。）に対し報告若しくは診療録その他の帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、保険医療機関等の開設者若しくは管理者、保険医等その他の従業者（開設者であつた者等を含む。）に対し出頭を求め、又は当該職員に關係者に対して質問させ、若しくは保険医療機関等について設備若しくは診療録、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

- 2 第六十一条第三項及び第六十六条第二項の規定は前項の規定による質問又は検査について、第六十一条第四項の規定は前項の規定による権限について、準用する。
- 3 都道府県知事は、保険医療機関等につきこの法律の規定による療養の給付に関し健康保険法第八十条の規定による処分が行われる必要があると認めるとき、又は保険医等につきこの法律の規定による診療若しくは調剤に関し健康保険法第八十一条の規定による処分が行われる必要があると認めるときは、理由を付して、その旨を厚生労働大臣に通知しなければならない。

**老人保健法（抜粋）**

（昭和五十七年八月十七日法律第八十号）

最終改正：平成十九年四月二十三日法律第三十号

**（保険医療機関等の責務）**

**第二十六条 保険医療機関等及び保険医等は、第三十条第一項の医療の取扱い及び担当に関する基準に従い、医療を取り扱い、又は担当しなければならない。**

**（保険医療機関等の報告等）**

**第三十一条 厚生労働大臣又は都道府県知事は、医療に関して必要があると認めるときは、保険医療機関等若しくは保険医療機関等の開設者若しくは管理者、保険医等その他の従業者であつた者（以下この項において「開設者であつた者等」という。）に対し報告若しくは診療録その他の帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、保険医療機関等の開設者若しくは管理者、保険医等その他の従業者（開設者であつた者等を含む。）に対し出頭を求め、又は当該職員に關係者に対して質問させ、若しくは保険医療機関等について設備若しくは診療録、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。**

- 2 前項の規定による質問又は検査を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係人の請求があるときには、これを提示しなければならない。
- 3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
- 4 第二十七条第二項の規定は、第一項の規定による質問又は検査について準用する。
- 5 都道府県知事は、保険医療機関等につきこの法律の規定による医療に関し健康保険法第八十条の規定による処分が行われる必要があると認めるとき、又は保健医療機関等の保険医等につきこの法律の規定による診療若しくは調剤に関し健康保険法第八十一条の規定による処分が行われる必要があると認めるときは、理由を付して、その旨を厚生労働大臣に通知しなければならない。

保険医療機関及び保険医療養担当規則（抜粋）

（昭和三十二年四月三十日厚生省令第十五号）

最終改正：平成二十四年三月五日厚生労働省令第二十六号

（適正な手続の確保）

**第二条の三** 保険医療機関は、その担当する療養の給付に関し、厚生労働大臣又は地方厚生局長若しくは地方厚生支局長に対する申請、届出等に係る手続及び療養の給付に関する費用の請求に係る手続を適正に行わなければならない。

（健康保険事業の健全な運営の確保）

**第二条の四** 保険医療機関は、その担当する療養の給付に関し、健康保険事業の健全な運営を損なうことのないよう努めなければならない。

（一部負担金等の受領）

**第五条** 保険医療機関は、被保険者又は被保険者であつた者については法第七十四条の規定による一部負担金、法第八十五条に規定する食事療養標準負担額（同条第二項の規定により算定した費用の額が標準負担額に満たないときは、当該費用の額とする。以下単に「食事療養標準負担額」という。）、法第八十五条の二に規定する生活療養標準負担額（同条第二項の規定により算定した費用の額が生活療養標準負担額に満たないときは、当該費用の額とする。以下単に「生活療養標準負担額」という。）又は法第八十六条の規定による療養（法第六十三条第二項第一号に規定する食事療養（以下「食事療養」という。）及び同項第二号に規定する生活療養（以下「生活療養」という。）を除く。）についての費用の額に法第七十四条第一項各号に掲げる場合の区分に応じ、同項各号に定める割合を乗じて得た額（食事療養を行つた場合においては食事療養標準負担額を加えた額とし、生活療養を行つた場合においては生活療養標準負担額を加えた額とする。）の支払を、被扶養者については法第七十六条第二項、第八十五条第二項、第八十五条の二第二項又は第八十六条第二項第一号の費用の額の算定の例により算定された費用の額から法第百十条の規定による家族療養費として支給される額に相当する額を控除した額の支払を受けるものとする。

2 保険医療機関は、食事療養に関し、当該療養に要する費用の範囲内において法第八十五条第二項又は第百十条第三項の規定により算定した費用の額を超える金額の支払を、生活療養に関し、当該療養に要する費用の範囲内において法第八十五条の二第二項又は第百十条第三項の規定により算定した費用の額を超える金額の支払を、法第六十三条第二項第三号に規定する評価療養（以下「評価療養」という。）又は同項第四号に規定する選定療養（以下「選定療養」という。）に関し、当該療養に要する費用の範囲内において法第八十六条第二項又は第百十条第三項の規定により算定した費用の額を超える金額の支払を受けることができる。

高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準（抜粋）

（昭和五十八年一月二十日厚生省告示第十四号）

最終改正：平成二十四年三月五日厚生労働省告示第七十二号

（適正な手続の確保）

**第二条の三** 保険医療機関は、その取り扱う療養の給付及び保険外併用療養費に係る療養に関し、厚生労働大臣に対する必要な申請、届出その他の手続並びに療養の給付及び保険外併用療養費に係る療養に要する費用の請求に係る手続を適正に行わなければならない。

（後期高齢者医療制度の健全な運営の確保）

**第二条の四** 保険医療機関は、その取り扱う療養の給付及び保険外併用療養費に係る療養に関し、後期高齢者医療制度の健全な運営を損なうことのないよう努めなければならない。

老人保健法の規定による医療並びに入院時食事療養費及び特定療養費に係る療養の取扱い及び担当に関する基準（抜粋）

（昭和五十八年一月二十日厚生省告示第十四号）

最終改正：平成十八年三月六日厚生労働省告示第百六号

（適正な手続の確保）

**第二条の三** 保険医療機関等は、その担当する医療及び特定療養費に係る療養に関し、厚生労働大臣又は都道府県知事に対する必要な申請、届出その他の手続並びに医療及び特定療養費に係る療養に要する費用の請求に係る手続を適正に行わなければならない。

（老人保健事業の健全な運営の確保）

**第二条の四** 保険医療機関等は、その担当する医療及び特定療養費に係る療養に関し、老人保健事業（法による保健事業のうち医療（医療費の支給を含む。）及び特定療養費の支給（医療費の支給を含む。）をいう。以下同じ。）の健全な運営を損なうことのないよう努めなければならない。

## 社会保険医療協議会法

### (設置)

第一条 厚生労働省に、中央社会保険医療協議会（以下「中央協議会」という。）を置く。

2 各地方厚生局（地方厚生支局を含む。）に、地方社会保険医療協議会（以下「地方協議会」という。）を置く。

### (所掌事務)

第二条 中央協議会は、次に掲げる事項について、厚生労働大臣の諮問に応じて審議し、及び文書をもつて答申するほか、自ら厚生労働大臣に、文書をもつて建議することができる。

一 健康保険法（大正十一年法律第七十号）第七十六条第二項の規定による定め、同法第八十五条第二項の規定による基準、同法第八十五条の二第二項の規定による基準、同法第八十六条第二項第一号の規定による定め及び船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第五十八条第二項の規定による定めに関する事項

二 健康保険法第八十八条第四項の規定による定めに関する事項

三 健康保険法第六十三条第二項第三号及び第四号の規定による定め（同項第三号に規定する高度の医療技術に係るものを除く。）、同法第七十条第一項及び第七十二条第一項の規定による厚生労働省令、同法第九十二条第二項の規定による基準（指定訪問看護の取扱いに関する部分に限る。）、船員保険法第五十四条第二項の規定による厚生労働省令、同法第六十五条第十項の規定による厚生労働省令、国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第四十条第二項の規定による厚生労働省令並びに同法第五十四条の二第十項の規定による厚生労働省令に関する事項

2 地方協議会は、保険医療機関及び保険薬局の指定及び指定の取消し並びに保険医及び保険薬剤師の登録の取消しについて、厚生労働大臣の諮問に応じて審議し、及び文書をもつて答申するほか、自ら厚生労働大臣に、文書をもつて建議することができる。

### (組織)

第三条 中央協議会又は地方協議会は、それぞれ、次に掲げる委員二十人をもつて組織する。

一 健康保険、船員保険及び国民健康保険の保険者並びに被保険者、事業主及び船舶所有者を代表する委員 七人

二 医師、歯科医師及び薬剤師を代表する委員 七人

三 公益を代表する委員 六人

2 厚生労働大臣は、地方協議会において特別の事項を審議するため必要があると認めるときは、前項各号の規定による委員の構成について適正を確保するように配慮しつつ、臨時委員を置くことができる。

3 厚生労働大臣は、それぞれ中央協議会又は地方協議会において専門の事項を審議するため必要があると認めるときは、その都度、各十人以内の専門委員を置くことができる。

4 委員、臨時委員及び専門委員は、厚生労働大臣が任命する。

5 厚生労働大臣は、第一項第一号に掲げる委員の任命に当たつては医療に要する費用を支払う者の立場を適切に代表し得ると認められる者の意見に、同項第二号に掲げる委員の任命に当たつては地域医療の担い手の立場を適切に代表し得ると認められる者の意見に、それぞれ配慮するものとする。

6 中央協議会の公益を代表する委員の任命については、両議院の同意を得なければならない。

7 前項の場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは、厚生労働大臣は、同項の規定にかかわらず、同項に規定する委員を任命することができます。

8 前項の場合においては、任命後最初の国会で両議院の承認を得なければならない。この場合において、両議院の承認を得られないときは、厚生労働大臣は、直ちにその委員を罷免しなければならない。

9 厚生労働大臣は、第六項に規定する委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認める場合又は同項に規定する委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認める場合においては、両議院の同意を得て、これを罷免することができる。

10 委員、臨時委員及び専門委員は、非常勤とする。

**第四条** 委員の任期は、二年とし、一年ごとに、その半数を任命する。

2 委員に欠員を生じたとき新たに任命された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 臨時委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する審議が終了したときは、解任されるものとする。

4 専門委員は、当該専門の事項に関する審議が終了したときは、解任されるものとする。

**第五条** 中央協議会及び地方協議会に、それぞれ、公益を代表する委員のうちから委員の選挙した会長一人を置く。

2 会長は、会務を総理し、それぞれ、中央協議会又は地方協議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、第一項の規定に準じて選挙された委員が、その職務を代行する。

(会議)

**第六条** 中央協議会及び地方協議会は、正当な理由がある場合を除いては、六月に一回以上開かなければならない。

**第七条** 中央協議会及び地方協議会は、それぞれ、会長が招集する。

2 会長は、厚生労働大臣の諮問があつたとき、又は委員の半数以上が審議すべき事項を示して招集を請求したときは、その諮問又は請求の日から、二週間以内に、それぞれ、中央協議会又は地方協議会を招集しなければならない。

**第八条** 中央協議会の公益を代表する委員は、会議の日程及び議題その他の中央協議会の運営に関する事項について協議を行い、中央協議会の第三条第一項第一号及び第二号に掲げる委員

は、その協議の結果を尊重するものとする。

2 中央協議会が、第二条第一項第一号又は第二号に掲げる事項に係る答申又は建議を行う場合には、あらかじめ中央協議会の公益を代表する委員が当該事項の実施の状況について検証を行い、その結果を公表するものとする。

(雑則)

第九条 この法律に定めるもののほか、議事の手続その他中央協議会又は地方協議会の運営に  
関し必要な事項は、政令で定める。

## 社会保険医療協議会令

### (部会)

第一条 中央社会保険医療協議会（以下「中央協議会」という。）及び地方社会保険医療協議会（以下「地方協議会」という。）は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 中央協議会の部会に属すべき委員及び専門委員は、中央協議会の承認を経て、会長が指名する。

3 地方協議会の部会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、地方協議会の承認を経て、会長が指名する。

4 第二項の委員のうち、社会保険医療協議会法（以下この項及び次条第一項において「法」という。）第三条第一項第一号に掲げるもの（次項及び次条第二項において「支払側委員」という。）及び法第三条第一項第二号に掲げるもの（次項及び次条第二項において「診療側委員」という。）は、各同数とする。

5 第三項の委員及び臨時委員については、支払側委員の数と支払側臨時委員（臨時委員のうち健康保険、船員保険及び国民健康保険の保険者並びに被保険者、事業主及び船舶所有者を代表するものをいう。次条第二項において同じ。）の数の合計数及び診療側委員の数と診療側臨時委員（臨時委員のうち医師、歯科医師及び薬剤師を代表するものをいう。同条第二項において同じ。）の数の合計数は、同数とする。

6 中央協議会の部会に部会長を置き、当該部会に属する公益を代表する委員（次項、第九項及び次条第二項において「公益委員」という。）のうちから、当該部会に属する委員が選挙する。

7 地方協議会の部会に部会長を置き、当該部会に属する公益委員及び公益臨時委員（臨時委員のうち公益を代表するものをいう。第九項及び次条第二項において同じ。）のうちから、当該部会に属する委員及び臨時委員が選挙する。

8 部会長は、当該部会の事務を掌理する。

9 部会長に事故があるときは、当該部会に属する公益委員又は公益臨時委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

10 地方協議会は、その定めるところにより、部会（その部会長が委員であるものに限る。）の議決をもって地方協議会の議決とすることができます。

### (議事)

第二条 中央協議会は、委員の半数以上で、かつ、法第三条第一項各号に掲げる委員の各三分の一以上が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

2 地方協議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の半数以上で、かつ、支払側関係委員（支払側委員及び議事に関係のある支払側臨時委員をいう。）、診療側関係委員（診療側委員及び議事に関係のある診療側臨時委員をいう。）及び公益関係委員（公益委員及び議事に関係のある公益臨時委員をいう。）の各三分の一以上が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

3 中央協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決すると

ころによる。

4 地方協議会の議事は、出席した委員及び議事に關係のある臨時委員で会議に出席したもの  
の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

5 第一項及び第三項の規定は、中央協議会の部会の議事に準用する。

6 第二項及び第四項の規定は、地方協議会の部会の議事に準用する。

(資料の提出等の協力)

第三条 中央協議会又は地方協議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるとき  
は、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めること  
ができる。

(庶務)

第四条 中央協議会の庶務は、厚生労働省保険局医療課において処理する。

2 地方協議会の庶務は、当該地方協議会が置かれる地方厚生局（地方厚生支局を含む。）にお  
いて処理する。

(雑則)

第五条 この政令に定めるもののほか、議事の手続その他中央協議会又は地方協議会の運営に  
関し必要な事項は、それぞれ、会長が中央協議会又は地方協議会に諮って定める。

## 東北地方社会保険医療協議会議事規則

制定：平成20年10月22日  
改正：平成24年11月 1日

### (協議会の招集)

第1条 会長は、社会保険医療協議会法（昭和25年法律第47号。以下「法」という。）第2条第2項に規定する事項について、同法第7条第2項に定める場合のほか、東北厚生局長の求めがあったとき又は会長が必要と認めたときは、その日から2週間以内に、東北地方社会保険医療協議会（以下「協議会」という。）を招集するものとする。

2 会長は、協議会を招集しようとするときは、あらかじめ期日、場所及び議案を委員及び議事に関係のある臨時委員に通知しなければならない。

### (議事の公開)

第2条 協議会の議事は公開とする。ただし、会長は、公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときその他正当な理由があると認めるときは、会議を非公開とすることができます。

2 会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

### (代理者による意見の開陳)

第3条 法第3条第1項第1号の委員（以下「支払側委員」という。）及び健康保険、船員保険及び国民健康保険の保険者並びに被保険者、事業主及び船舶所有者を代表する臨時委員（以下「支払側臨時委員」という。）並びに同項第2号の委員（以下「診療側委員」という。）及び医師、歯科医師及び薬剤師を代表する臨時委員（以下「診療側臨時委員」という。）がやむを得ない理由により出席できない場合は、会長の承認を得て、代理者に意見を述べさせることができる。

### (発言)

第4条 委員及び臨時委員が発言しようとするときは、会長の承認を得なければならない。

2 関係行政庁の職員は、会長の承認があった場合は、会議に出席して発言することができる。

### (裁決)

第5条 会長が裁決しようとするときは、その議題及び裁決する旨を宣しなければならない。

2 裁決の結果は、会長が宣しなければならない。

3 議決事項について少数意見があり、かつ、4人以上の委員及び臨時委員の要求があるときは、少数意見を答申又は建議に付記するものとする。

4 委員及び臨時委員は、やむを得ない理由により、議決前に退席しようとする場合において、

当該議題について賛否を明らかにした書面を会長に提出し、会長が会議に諮ってこれを受理したときは、当該議題の議決に加わることができる。

(採決の特例)

第6条 会長は、やむを得ない事情により協議会を開催することが困難であり、かつ、緊急に協議会に諮る必要があると認めるときは、持ち回りその他の適切な方法により、採決を求めることができる。

2 会長は、前項の規定による採決を行った場合、その結果を各委員に通知するものとする。

(議事要旨等)

第7条 協議会における議事は、次の事項を含め、議事要旨に記載するものとする。

- 一 会議の日時及び場所
  - 二 出席した委員、臨時委員及び専門委員の氏名
  - 三 議事となった事項
- 2 議事要旨は公開とするものとする。
- 3 会長は、事務局職員をして議事録を作成させ、議事録には、会長及び会長の指名する委員2名が署名するものとする。

(部会)

第8条 協議会は、社会保険医療協議会令（平成18年政令第373号）第1条第1項の規定に基づき、保険医療機関又は保険薬局の指定（次の各号に掲げる事項を除く。）について審議するために必要があるときは、その議決により、都道府県ごとに部会を置くことができる。

- 一 保険医療機関又は保険薬局の指定の取消しを受けた病院若しくは診療所又は薬局が当該取消し後に受けようとする指定
- 二 健康保険法（大正11年法律第70号）第65条第3項の各号に掲げる場合の指定の拒否
- 三 健康保険法第65条第4項の規定に基づく申請に係る病床の全部又は一部を除いて行われる指定
- 四 健康保険法第66条第1項の規定に基づく申請により行われる指定の変更

第9条 部会は、次に掲げる委員及び臨時委員8人をもって組織する。

- 一 支払側委員及び支払側臨時委員 3人
  - 二 診療側委員及び診療側臨時委員 3人
  - 三 公益を代表する委員及び臨時委員 2人
- 2 部会に属する委員のうち、支払側委員及び診療側委員は各同数とする。
- 3 部会に属する臨時委員のうち、支払側臨時委員及び診療側臨時委員は各同数とする。

第10条 協議会は、部会（その部会長が委員である場合）の議決をもって協議会の議決とす

る。ただし、審議事項について反対意見があった場合は、この限りではない。

2 協議会は、部会（その部会長が臨時委員である場合）の議決に関し、会長の決するところにより協議会の議決とする。ただし、審議事項について反対意見があった場合は、この限りではない。

**第11条 第1条から第7条（第7条第3項を除く）までの規定は、部会について準用する。**

附則 この規則は平成20年10月22日から施行する。

附則 この規則は平成24年11月 1日から施行する。